

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2021年12月20日(月)

今週のことば

サポカー限定免許

高齢ドライバーの事故対策として、一定基準を満たす自動ブレーキなどを搭載した安全運転サポート車(サポカー)に限定して運転できる免許を来年5月に導入予定。

今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

12/20(月) 先負

21(火) 仏滅 臨時国会の会期末

22(水) 大安 冬至、ゆず湯

23(木) 赤口 上皇さま米寿(88歳)の誕生日

24(金) 先勝

25(土) 友引 クリスマス、ソ連の崩壊から30年

26(日) 先負 競馬・有馬記念

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
12/13(月)	28,640 △202	113.54 △0.04
14(火)	28,433 ▼207	113.71 ▼0.17
15(水)	28,460 △27	113.73 ▼0.02
16(木)	29,066 △606	114.11 ▼0.38
17(金)	28,546 ▼520	113.65 △0.46

令和4年度税制改正大綱(主な個人関連)

◎住宅ローン控除の見直し……住宅ローン控除の適用期限を令和7年まで延長し、令和4年以後は、①控除率を0.7%に引下げ、②控除対象となる借入限度額は省エネ性能や入居年などに応じて2~5千万円、③控除期間は13年(中古住宅や令和6年・7年入居の一般住宅は10年)、④適用対象者の所得要件を2千万円以下に引下げ、⑤適用対象となる中古住宅の築年数要件を廃止し、新耐震基準に適合(登記簿上の建築日付が昭和57年以降の家屋は適合しているとみなす)していることを要件に加えます。

◎住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し……直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税非課税措置の適用期限を令和5年まで延長し、令和4年以後は、①非課税限度額を住宅の新築等に係る契約締結時期にかかわらず、省エネ等住宅1千万円・一般住宅500万円、②中古住宅の要件を上記の住宅ローン控除⑤と同様に見直します。

◎上場株式等の配当所得等に係る課税方式の一致……上場株式等の配当所得等及び特定口座内(源泉徴収あり)の譲渡所得等については、所得税と住民税で異なる課税方式を選択(例えば、配当所得等について所得税は総合課税、住民税は申告不要とするなど)できますが、令和6年度分以後の個人住民税から所得税と異なる課税方式は選択できません。

◎財産債務調書制度等の見直し……令和5年分から、財産債務調書の提出義務者に、年末時点で10億円以上の財産を有する方を加えます。また、財産債務調書及び国外財産調書の提出期限を翌年6月30日とするほか、調書への記載を省略できる家庭用動産の取得価額の基準を300万円未満に上げます。

■この記事の詳細は、情報BOX201548

令和2年分の相続税の課税割合は8.8%

国税庁が公表した「令和2年分 相続税の申告実績」によると、令和2年に亡くなった137万1755人の被相続人のうち、相続税の課税対象となったのは12万372人で課税割合は8.8%でした。

また、課税対象となった被相続人1人当たりの課税価格(相続財産価額から債務・葬式費用を控除し、相続前3年以内の贈与財産等を加算)は1億3619万円、税額は1737万円となっています。

なお、相続等で取得した財産の価額が基礎控除額(3千万円+600万円×法定相続人数)を超える場合に課税対象となりますが、遺産分割をめぐる争いは課税の有無に関係なく起こり得るので、事前の話し合いや遺言書の作成などが大切です。

事業復活支援金は売上高に応じた上限額

補正予算が成立し、新型コロナにより本年11月~来年3月のいずれかの月売上が30%以上減少した中小事業者に、売上減少額を基に算定した額を給付する「事業復活支援金」が実施されます。

法人の給付上限額は売上高に応じて異なり、売上減少率50%以上の場合、年間売上高5億円超の法人で250万円(30~50%減少は150万円)、1億円超~5億円以下は150万円(同90万円)、1億円以下は100万円(同60万円)です。なお、個人事業者は50万円(同30万円)が上限額です。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和4年度税制改正大綱の概要（主な個人関連）

◆住宅ローン控除の見直し

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について適用期限を令和7年12月31日まで4年延長するとともに、次のように見直しを行う。

・住宅の取得等をして令和4年から令和7年までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）、控除率及び控除期間を次のとおりとする。

	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和4・5年：5,000万円、6・7年：4,500万円	0.7%	13年 ※令和6・7年 入居のその他の 住宅は10年
ZEH水準省エネ住宅	令和4・5年：4,500万円、6・7年：3,500万円		
省エネ基準適合住宅	令和4・5年：4,000万円、6・7年：3,000万円		
その他の住宅	令和4・5年：3,000万円、6・7年：2,000万円		

※上記は、新築又は建築後使用されたことのないもの若しくは宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたものの取得である場合で、既存住宅の取得で認定住宅等の場合は借入限度額3,000万円・控除期間10年、それ以外は借入限度額2,000万円・控除期間10年とする。

- ・適用対象者の所得要件を2,000万円以下に引下げる。
- ・令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅は床面積40㎡以上50㎡未満である住宅も適用対象とする（合計所得金額1,000万円以下の場合）。
- ・令和6年以後に建築確認を受ける住宅用家屋（登記簿上の建築日付が同年6月以前のものを除く）又は建築確認を受けない住宅用家屋で登記簿上の建築日付が同年7月以降のもののうち、一定の省エネ基準を満たさない新築住宅は、本特例の対象外となる。
- ・適用対象となる既存住宅の要件について、築年数要件を廃止するとともに、新耐震基準に適合している住宅の用に供する家屋（登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降の家屋については、新耐震基準に適合している住宅の用に供する家屋とみなす）であることを加える。
- ・所得税額から控除しきれない額は、所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）の範囲内で個人住民税から控除する。

◆住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

直系尊属から住宅用家屋の新築、取得又は増改築等に充てる資金の贈与を受けた場合、受贈者ごとに一定の限度額まで贈与税を非課税とする措置の適用期限を令和5年12月31日まで2年延長するとともに、次のように見直しを行う。

- ・令和4年以後の贈与について、非課税限度額を住宅用家屋の取得等に係る契約の締結時期にかかわらず、良質な住宅用家屋は1,000万円、それ以外の住宅用家屋は500万円とする。
- ・適用対象となる既存住宅用家屋の要件について、築年数要件を廃止するとともに、新耐震基準に適合している住宅用家屋（登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降の家屋については、新耐震基準に適合している住宅用家屋とみなす）であることを加える。
- ・令和4年4月以後、受贈者の年齢要件を18歳以上に引下げる。

◆上場株式等の配当所得等に係る課税方式の一致

- ・現行、上場株式等の配当所得等及び源泉徴収口座内の譲渡所得等については、所得税と個人住民税で異なる課税方式を選択することが可能となっているが、個人住民税において課税方式を所得税と一致させることとする。
- ・令和6年度分以後の個人住民税について適用するとともに、所要の経過措置を講ずる。

◆財産債務調書制度等の見直し

- ・令和5年分以後の財産債務調書等について、次のとおり見直す。
- ・財産債務調書の提出義務者について、現行のほか、その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が10億円以上である居住者を提出義務者とする。
- ・財産債務調書又は国外財産調書の提出期限について、その年の翌年の6月30日とする。
- ・財産債務調書又は国外財産調書への記載を省略することができる「その他の動産の区分に該当する家庭用動産」の取得価額の基準を300万円未満に引上げる。

【参考】今後の相続税・贈与税のあり方

今後、諸外国の制度も参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化防止等の観点も踏まえながら、資産移転時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める。